

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第3号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前				
別表（第10条関係） 1 人事に関する事項					別表（第10条関係） 1 人事に関する事項				
事項	部長	課長	合議	摘要	事項	部長	課長	合議	摘要
略					略				
3 旅行命令及びその復命に関すること。 (1) 県内	参与 参事 課長(相当職を含む。) 非常勤 特別職	課長補佐(相当職を含む。) 以下 <u>会計年度任用職員(一般行政事務(事</u>			3 旅行命令及びその復命に関すること。 (1) 県内	参与 参事 課長(相当職を含む。) 非常勤 特別職 <u>(嘱託員を除く。)</u>	課長補佐(相当職を含む。) 以下 <u>非常勤特別職(嘱託員に限る。)</u>		

改正後					改正前				
(2) 県外（外国旅行を除く。）		務補助) を 除 く。)			(2) 県外（外国旅行を除く。）				
	略					略			
略					略				
2 財務に関する事項					2 財務に関する事項				
事 項	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要	事 項	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要
略					略				
13 支出命令（精算命令を含む。）に関すること。	500万円以上 5,000万円未満	500万円未満 主務課長		総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）第44条第3項に規定する経費（旅費を除く。）は、支出負担行為に係る専決事項の区分による。	13 支出命令（精算命令を含む。）に関すること。	500万円以上 5,000万円未満	500万円未満 主務課長		総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）第44条第3項に規定する経費（旅費を除く。）及び臨時雇用事務職員の賃金は、支出負担行為に係る専決事項の区分による。
略					略				
節	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要	節	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要
略					略				
5 災害補償費					5 災害補償費				
<u>7</u> 略					<u>7</u> 賃金		○		
<u>8</u> 略					<u>8</u> 略				
<u>9</u> 略					<u>9</u> 略				
<u>9</u> 略					<u>10</u> 略				

改正後			改正前	
10 略			11 略	
11 略			12 略	
12 略			13 略	
13 略			14 略	
14 略			15 略	
15 略			16 略	
17 略			18 略	
18 略			19 略	
19 略			20 略	
20 略			21 略	
21 略			22 略	
23 略			24 略	
26 略			27 略	
3 略			3 略	
4 個別的な事務に関する事項			4 個別的な事務に関する事項	
部長の専決事項	課名	課長の専決事項	課名	課長の専決事項
会計年度任用職員 の任免に関する こと。	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 諸給与の支出命令に関すること。 2 扶養親族の認定に関すること。 3 通勤に関する届出の認定に関すること。 4 事務局及び教育機関の職員（校長、園長、教員及び県費事務職員を除く。）の改姓届及び住所変更届に関すること。 5 学校及び幼稚園の使用許可に関すること。 	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 諸給与の支出命令に関すること。 2 扶養親族の認定に関すること。 3 通勤に関する届出の認定に関すること。 4 事務局及び教育機関の職員（校長、園長、教員及び県費事務職員を除く。）の改姓届及び住所変更届に関すること。 5 学校及び幼稚園の使用許可に関すること。 6 臨時職員の雇入れに関すること。
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 校長、小学校及び中学校の教員並びに県費事務職員の改姓届及び住所変更届に関すること。 2 教員及び県費事務職員の旅行に関すること。 3 校長並びに小学校及び中学校の教員の免許状に関すること。 		学校教育課

改正後			改正前	
		4 児童生徒の就学に関する事。（就学義務猶予又は免除に関する事を除く。） 5 学校教育に関する軽易な行事，講習会，研究会等に関する事。 6 教育研究諸機関及び諸団体との連絡に関する事。 7 教科書以外の教材の届出に関する事。		すること。 6 教育研究諸機関及び諸団体との連絡に関する事。 7 教科書以外の教材の届出に関する事。
	こども夢づくり課	1 園長並びに幼稚園，保育所及び認定こども園の職員の改姓届及び住所変更届に関する事。 2 園長並びに幼稚園，保育所及び認定こども園の教員の免許状に関する事。 3 幼児の就学に関する事。 4 児童厚生施設の入所等に関する事。	こども夢づくり課	1 園長並びに幼稚園，保育所及び認定こども園の職員の改姓届及び住所変更届に関する事。 2 園長並びに幼稚園，保育所及び認定こども園の教員の免許状に関する事。 3 幼児の就学に関する事。 4 児童厚生施設の入所等に関する事。
備考 略			備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は，令和2年度以降の年度分について適用し，令和元年度分までについては，なお従前の例による。